

# 2026丸和カップダートトライアルシリーズ

## 共通特別規則書

### 公 示

本競技会は一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとに国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAFの国内競技規則とその付則、ならびに本共通特別規則書及び各競技会特別規則書に従い、開催される。

#### 第 1 条 参加車両

本競技会に参加可能な車両は、2026年JAF国内競技車両規則に適合した車両とする。

#### 第 2 条 クラス区分

特設クラスを除き第3編スピード車両規定に定められた車両。

※ 気筒容積は規定の係数適用後。

〔ATクラス〕

〔AT〕

AT車両に限る。（セミオートマ可）タイヤの制限は無い。

※4輪駆動車の参加は認めない。

〔RVクラス〕

〔RV〕

レクリエーション・ビークルのみ（ジムニー・パジェロ・エスクード等）

ただし、使用できるタイヤはRV用タイヤに限る。

〔ビギナークラス〕

〔B1〕

2輪駆動で気筒容積無制限のAE・PN・N・B・SA・SAX・SC・D車両及び

4輪駆動で気筒容積2,000cc以下のAE・PN・N・B・SA・SAX・SC・D車両

〔B2〕

4輪駆動で気筒容積2,000ccを超えるAE・PN・N・B・SA・SAX・SC・D車両

〔ミドルクラス〕

〔M1〕

2輪駆動で気筒容積無制限のAE・PN・N・B・SA・SAX・SC・D車両及び

4輪駆動で気筒容積2,000cc以下のAE・PN・N・B・SA・SAX・SC・D車両

〔M2〕

4輪駆動で気筒容積2,000ccを超えるAE・PN・N・B・SA・SAX・SC・D車両

〔レギュラークラス〕

〔R1〕

2輪駆動で気筒容積無制限のAE・PN・N・B・SA・SAX・SC・D車両及び

4輪駆動で気筒容積2,000cc以下のAE・PN・N・B・SA・SAX・SC・D車両

〔R2〕

4輪駆動で気筒容積2,000ccを超えるAE・PN・N・B・SA・SAX・SC・D車両

〔特設クラス〕

各オーガナイザーにより設定された車両区分・方式により設定される

クラスとなる。 ※特設クラスに関しては丸和カップシリーズとしての

ポイントは付与されない。

#### 第 3 条 クラス別参加制限

〔ビギナークラス〕

初心者である事。なお、ビギナー1クラスについては前年度

シリーズ3位までに入賞した者、並びに過去のシリーズチャンピオンの参加は認めない。

ビギナー2クラスは過去のシリーズチャンピオンの参加は認めない。

ただし、クラス移行による参加の場合は不問とする。

〔ミドルクラス〕

中級者である事。なお、前年度シリーズチャンピオンの参加は認めない。

#### 第 4 条 参加台数

- 参加台数は競技運営上の許容数とする。
- 同一車両による重複参加を認める。

#### 第 5 条 参加料

- 全クラス 1台1名 ¥15,000.
- 大学生割引 1台1名 ¥11,000.  
(30歳未満の大学生を対象とし、参加申込時に学生証のコピーを添付した場合に限り割引く事とする。)

#### 第 6 条 参加申込方法

所定の参加申込書に必要事項を記入し、各オーガナイザーの指定する参加申込方法に従う事。

なお、参加受理以後の参加料の返還は一切行わない。

#### 第 7 条 参加資格

- 競技運転者は、有効な自動車運転免許証の所持者でなければならない。
- 20歳未満の競技運転者は、参加申込に際し親権者の承諾を必要とする。なお、この場合は申込書の所定の欄に署名・捺印を得る事。

#### 第 8 条 参加諾否

特別な場合を除き、全参加申込者を受理する。よって、参加受理書の発送（郵送）は行わず、不受理の場合のみ通知する。

#### 第 9 条 競技のタイムスケジュール

開催時期により主催者判断でタイムスケジュールを変更する場合がある。その場合特別規則書にて記載を行う。

#### 第10条 一般安全規定

- すべての車両はJAF国内競技車両規則に準じた6点式以上のローラーを装着する事。
- すべての競技運転者は、JAF国内競技車両規則第4編付則「スピード競技用ヘルメットに関する指導要綱」に準じたヘルメット及びレーシンググローブまたはドライビンググローブの着用を義務付ける。
- すべての車両は4点式以上の安全ベルトを装着する事。  
なお、「Y字レイアウト」タイプの肩ベルトの使用は禁止する。  
また、JAF国内競技車両規則第4編付則「ラリー競技およびスピード競技における安全ベルトに関する指導要綱」に従う事。  
※シートベルト取付部についてはシートレールへのフック等を用いた取付を認めない。アイボルトの設置に関しては純正のシートベルト取り付け穴の利用を可とし、新たに設置する場合JAF規程に従ったあて板を使用するものとする。
- すべての車両は、前後にJAF国内競技車両規則に準じたけん引用穴あきブラケットを装着すること。各車両用として装備されている牽引部分／純正の緊急用・牽引工具とする場合は、赤（もしくは対照的に目立つ色）の矢印で明示すること。
- 競技中は運転席側の窓及びサンルーフを全閉する事。
- パドック及び通路等でのウォーミングアップランやブレーキテストを禁止する。

#### 第11条 車両検査

- 1) 車両検査は、タイムスケジュールに従い各オーガナイザー指定の場所で受けなければならない。
- 2) 技術委員長は、不適当と判断した箇所について修正を命ずることができる。修正を命じられた車両は、再度、検査を受けなければならない。
- 3) 次回、参加の際に修正箇所の変更が無いと判断された場合、走行を不可とする。

#### 第12条 再車両検査

- 1) 各クラス競技終了後、上位入賞車両に対し再車両検査を行なう場合がある。
- 2) 再車両検査を含め車両検査を拒否した場合、その競技運転者はその競技会を失格とする。

#### 第13条 競技運転者及び車両の変更

- 1) 正式受理後の競技運転者の変更は認めない。
- 2) 正式受理後の車両変更は認めないが参加車両に故障、破損等やむを得ない事情がある場合のみ当該競技会の参加確認受付終了前までに、大会事務局まで変更する車両の必要書類を提出した者についてのみ同一クラス内での車両変更を認める。

#### 第14条 慣熟歩行

慣熟歩行はタイムスケジュールに従って各自徒歩にて行う。

#### 第15条 競技

- 1) 競技は原則としてゼッケン順に行い、3回走行しベストタイムが成績となる。
- 2) スタート方法は、競技長が定めた位置からのランニングスタートとする。
- 3) 計時は自動計測装置を用い各競技会毎に1/100秒または1/1000秒までを計測する。もしくはストップウォッチ2個以上で計測を行い、その平均(1/100秒または1/1000秒)を記録とする。
- 4) 計測装置に接触した場合、当該ヒートを無効とする。
- 5) 同クラスでの複数エントリーについては原則3名までとする。  
※主催者判断により上限を変更する場合がある。
- 6) 舗装の使用率が2割を超える場合、特別規則書に記載される。

#### 第16条 信号合図

日章旗又はクラブ旗……………スタート合図  
黄旗……………パイロン移動、転倒  
黒旗……………ミスコース  
赤旗……………危険あり、直ちに停止  
緑旗……………コースクリア  
チェッカー旗……………ゴール合図

#### 第17条 順位決定

- 1) 順位決定は、成績の最も短いタイムを記録した者を上位とする。
- 2) 同タイムの場合は、次の通り順位を決定する。
  - ①セカンドタイムの良好な者
  - ②サードタイムの良好な者
  - ③気筒容積の小さい順
  - ④丸和カップダートトライアル組織委員会の決定による。

#### 第18条 罰則規定

- 1) スタートの指示に従わない場合及びスタート合図後、10秒経過してもコントロールラインを通過しない場合は、当該ヒートの出走の権利を失うものとする。
- 2) コース上の指定されたパイロンの接触、移動又は転倒は、1本につき5秒を加算する。
- 3) ミスコースをした場合及びミスコースと判断された場合は当該ヒートを無効とする。

#### 第19条 失格規定

次の行為をした場合は失格とする。

- ①競技役員の重要な指示に従わない場合。
- ②不正行為をした場合。
- ③コースアウト等で、本人以外の人及び物に損害を与えた場合。
- ④車両検査後、車両保管までの間に技術委員の承認を得ずに競技車両を変更、改造した場合。
- ⑤競技長の承認を得ずに車両検査後、競技車両を会場外に持ち出した場合。
- ⑥2026年度JAF国内競技車両規則に違反した場合。

#### 第20条 損害の補償

- 1) 参加者及び競技運転者は、理由の有無を問わず、参加車両及びその附属品が破損、紛失、盗難等を受けた場合、各自がその責任を負わなければならない。
- 2) 参加者及び競技運転者、並びにヘルパー、ゲストは、JAF及びオーガナイザーの各役員ならびにコース管理者、会場関係者等が、一切の損害補償に対する責任を免除されていることを了承していなければならない。  
即ち、大会役員がその役務に最善を尽くすことは当然であるが、もしも、役務遂行等によって起きた損害であったとしても、参加者及び競技運転者、並びにヘルパー、ゲスト、観客、大会関係者の死亡、負傷、及び車両等の損害に対しては一切の損害賠償責任を負わないものとする。

#### 第21条 抗議

- 1) 参加者及び競技運転者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、これに対して抗議することができる。
- 2) 抗議を行なう時は、必ず書面により理由を明記し、国内競技規則に規定された抗議料を添えて、競技長に提出しなければならない。
- 3) 丸和カップダートトライアル組織委員会の裁定結果は、掲示板にて掲示される。
- 4) 抗議料は抗議が成立した場合のみ、返還される。
- 5) 競技車両の分解検査に要した費用はその抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合には抗議対象者が支払わなければならない。
- 6) コース委員の判定及び計時装置に関する抗議は受付けない。
- 7) 抗議の制限時間は次の通りとする。
  - ①技術委員の決定……………決定直後
  - ②競技中の過失、反則……………競技終了後30分以内
  - ③成績の発表……………暫定成績発表後30分以内上記以外の制限時間は国内競技規則に準ずる。

#### 第22条 競技会の延期及び中止又は短縮

保安上、又は不可抗力による特別の事情があるときは、丸和カップダートトライアル組織委員会の決定によって、競技の延期、中止、又は走行距離、競技回数を変更することができる。事前に変更予定がある場合、特別規則書に記載される。なお、延期もしくは中止の場合、参加料は返還される。

#### 第23条 競技運転者の遵守事項

- 1) 競技中はレーシングスーツ・ドライビングスーツ・メカニックスーツ(ツナギ)及びレーシングシューズを着用することを強く推奨する。  
なお、表彰式時には上記服装の着用を心掛ける事。  
また、競技中のトレーナー及びジーンズ等の着用は極力避ける事。
- 2) 重複エントリーの際、各競技運転者は自前の装備を用意する事。  
※重複エントリー間での装備の貸し借りは禁止とする。
- 3) 競技中は炎上しやすいフリース系の服装を禁止する。

#### 第24条 公式通知

本共通特別規則ならびに各競技会特別規則に記載されていない競技運営に関する実施細則ならびに参加者及び競技運転者に対する指示事項はすべて公式通知によって示される。

## 25条 賞典

原則として、各クラス1～6位とするが参加台数により変更する場合があります。(メダル、トロフィー、楯、賞金、賞品等)

(例)クラス参加台数 19台以上……………6位まで  
" 15～18台……………5位まで  
" 12～14台……………4位まで  
" 9～11台……………3位まで  
" 5～8台……………2位まで  
" 4台以下……………1位のみ

## 第26条 シリーズポイント

- 1) 年間シリーズチャンピオンを決定するため、後記のポイントを与える。
- 2) ポイント集計には各クラスの競合は認めない。

### ①各クラス共通(第1戦～第6戦)

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
ポイント	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点	2点	1点

- 3) シリーズ戦の成立は、各競技会のそれぞれのクラスが参加台数に制限される事なく成立する。
- 4) 第3条「クラス別参加制限」に違反した場合、当該選手が獲得するシリーズポイントは無効とする。
- 5) 大会事務局が飛行(撮影)を許可したドローンの落下によりウィンドウが破損し、以後の競技に参加出来なくなった場合、丸和カップダートトライアル組織委員会の権限によりクラス順位にかかわらずドローン被害救済ポイントとして「17点」を与える。  
ただし、直前の競技にてクラス順位ポイントを獲得可能な場合、高得点のポイントを優先する。(合算はしない。)

## 第27条 シリーズ表彰規定

- 1) シリーズポイントは全戦有効とし、当該年度のシリーズ表彰者を決定する。  
(ただし、最低4戦以上の参加を義務付ける。)
- 2) 同ポイントによる同順位があった場合、後記の順でシリーズ順位を決定する。
  - ①上位入賞回数が多い者
  - ②出場回数が多い者
  - ③最終戦出場者
  - ④丸和カップダートトライアル組織委員会の決定

## 第28条 シリーズ賞典

シリーズ表彰は各クラス6位までを原則とする。  
ただし、シリーズ参加台数により変更する場合があります。  
なお、シリーズ賞典の授与は2026年12月12日(土)  
開催のシリーズ表彰式にて行なう。  
対象者にはシリーズ順位が確定した後に詳細を通知する。

## 第29条 附則

- 1) 本共通特別規則書の解釈及び違反
  - ①本共通特別規則書及び競技に関する諸規則(公式通知を含む)の解釈に疑義が生じた場合は、丸和カップダートトライアル組織委員会の決定を最終とする。
  - ②本共通特別規則書に対する違反の罰則については、丸和カップダートトライアル組織委員会が決定宣言するものとし、出場拒否又は失格とする。
- 2) 本規則の施行及び記載されていない事項
  - ①本規則は、参加申込と同時に有効となる。
  - ②本規則発行後、JAFにおいて決定された事項はすべての規則に優先する。
  - ③本共通特別規則書に記載されていない事項については、JAF国内競技規則と国際モータースポーツ競技規則に準拠する。
- 3) 本シリーズに対する疑義と判定  
本シリーズに対して疑義が生じた場合、丸和カップダートトライアル組織委員会が審議、判定、宣言するものとし、これを最終とする。

## シリーズ日程・オーガナイザー一覧

### 第1戦 3月29日 アクション

〒192-0152 東京都八王子市美山町1348-1  
ボディーファクトリーアクション内  
ボディーファクトリーアクション事務局  
TEL 0426-52-1124 FAX 0426-52-1149  
URL <https://www.bf-action.com/>  
E-mail: bf-a@bf-action.com

### 第2戦 5月10日 アクティブモータースポーツクラブ

〒321-0973 栃木県宇都宮市岩曾町1303  
きよしまかぐてん内 アクティブMSC事務局  
清島康伸  
TEL 070-6644-1348 FAX 028-661-2012  
E-mail: qvm81283@biglobe.ne.jp

### 第3戦 6月14日 上州オートクラブ&MOSCO

〒373-0024 群馬県太田市上小林町128-2  
KITサービス内  
TEL 0276-25-0114 FAX 0276-25-6996  
URL <https://www.n-mosco.com/>  
E-mail: info@kit-service.jp

### 第4戦 9月 6日 チーム・エフ

〒989-3126 宮城県仙台市青葉区落合4-6-26-216  
チーム・エフ 事務局  
TEL 080-1823-1848 FAX 022-797-1188  
URL <http://fgumi.com/>  
E-mail: info@super-dt.com

### 第5戦 10月25日 TEAM-UNDER

〒374-0071 群馬県館林市下早川田町341-2  
ヤタガワ物流サービス(株)内  
TEAM-UNDER 事務局  
TEL 0276-72-2196 FAX 0276-75-2678  
E-mail: yatagawa@trust.ocn.ne.jp

### 第6戦 11月15日 FSC

〒208-0031 東京都武蔵村山市岸1-20-15  
FSC事務局(小池)  
TEL 090-1118-7835 FAX 042-560-9667  
URL <http://www.forest-sports-club.jp/>  
E-mail: office@forest-ssports-club.jp

### 表彰式 12月12日(土)

場所未定  
確定次第お知らせします。

